

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

### 危険源特定しリスク評価

自問自答カードによる意識付けも

山岸製作所

## 特集Ⅱ

### 建設現場の熱中症予防策

町田安全衛生リサーチ 村木 宏吉

## ニュース

### 健康情報のルール明確化へ

厚労省 適切な運用で指針案

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2308

6

2018

15

## ■ 災害のあらまし ■

食品販売業のA社は、毎年親睦会としてバーベキュー大会を実施している。当日は会社の役員が数人参加していたが、参加は強制ではなく費用は会社負担としていた。親睦会の幹事役（行事の取りまとめ役）として、総務の課長が行った。

当日、強風でテントが倒れ、総務の課長と一般従業員2人が鉄パイプで負傷した。

## ■ 判断 ■

会社の行事（親睦会）は、業務の一環として参加したか否か、行事の目的、運営・参加方法、費用負担などを総合的に判断して検討される。費用が全額会社負担であり、役員が数人参加していたとしても、参加が強制されていない以上、一般従業員は業務の一環とすることは困難である。

しかし、総務の課長については幹事役として会社から指示、命令があり親睦会を取りまとめたと解され、**業務上**となった。

## ■ 解説 ■

会社行事の最中や終了後に事故に遭った場合、労災保険では、業務に関連したものが、私的行為であるかが焦点となり、難しい判断となる。労災認定がなされるためには、災害が業務上生じたもので、「業務遂行性」（労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること）と「業務起因性」（業務と負傷・疾病・死亡と相当因果関係があること）双方を有することが必要となる。

過去の判例において、一般的に懇親会というのは、本来の業務の遂行もしくはその業務に通常伴うべき行為ではないため、業務の一環とは判断されにくい。

認められた判例として、銀行に勤務する

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 山梨会  
社会保険労務士 高岡綜合事務所  
所長 高岡 伸次

第269回

労働者が大衆割烹で開かれた支店長主催の期末預金増強決起大会に参加中、2階の階段から転落して死亡したという例がある。これは労災の認定そのものが争われた裁判ではなく、遺族が会社に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求を求めた事案だが、会社に安全配慮義務違反があるかどうかを判断する前提として、業務中の災害にあたるかどうかについて触れている。

裁判所は、決起大会は、業務拡大目標達成のため、職員の慰労と士気の高揚を図るために開かれたもので、銀行の公式記録にも記載されていること、費用は銀行と支店長負担になっていること、支店内にある会議室が狭いという物理的理由および慰労の趣旨で料理屋が会場とされたこと、出席は、支店長の指示によるものであるため特別の事情がない限り出席せざるを得ないと各職員が考えており、実際に男子職員全員が出席したことなどの事情を認定。「本件決起大会が被告銀行の業務に関連したものであることは明白であり、右大会への出席は任意ではなく、事実上業務命令とも同視し得るものであるから、本件事項は業務中に発生したものと認めるのが相当」と判断した。

労災が認められなかった例としては、宿泊を伴う会社忘年会に出席した従業員が終了後に交通事故に遭い、負傷したことが労災に該当するか否かが争われた例がある。

忘年会の参加は全員参加、費用は会社負担ではあったが、裁判所は「会社が忘年会を実施した意図は、従業員の慰安と親睦のためであり、業務の打ち合わせなどがなかったため、一般の忘年会と変わりがなく、労働者が使用者の指揮命令に基づく支配下における勤務であったとは言い難く、労働者の本来の職務と密接な関係はない」として、業務遂行性は認められず、労災認定は



却下された。

また、同様なケースで歓送迎会後の事故が労災と認められた最高裁判例が出されたことがある（本連載第 231 回を参照）。

上記の判例などを踏まえて、会社行事などの事故が労災と認められるための判断基準をまとめてみると、①全員参加が会社から強制されている、②費用は会社から負担されている、③会の趣旨が業務に関連している、不参加の場合、欠勤扱いとされる、というような場合に、業務の一環とされ、労災認定となることがある。

本件では、一般従業員は業務外となるが、総務の課長に関しては、幹事役として会社から指示、命令があった。親睦会の取りまとめ役であり、業務との関連性が強いと判断され、業務上の災害となった。

飲み会が多かった時代に比べて、最近は、「任意ならできるだけ行きたくない」「飲み会は半強制的で拘束されているから仕事の一環」と感じる社員も少なくない。しかし、会社の懇親会などの行事は、大半が本来の業務との関連性が薄いため、労災事故が起きた場合の業務遂行性が認められるためには、ハードルは高いといえる。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)